

第16号議案

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

府中市教育委員会事務局職務権限規程（昭和52年11月教育委員会規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別権限事項表教育総務課総務係の表中第42項を削り、第43項を第42項とし、第44項から第63項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2個別権限事項表学務保健課学務係の表中第14項から第29項までを削り、第30項を第14項とし、第31項から第40項までを16項ずつ繰り上げ、第24項の次に次の1項を加える。

25	移動教室を開設し、運営すること。		○			
----	------------------	--	---	--	--	--

別表第2個別権限事項表学務保健課学務係の表中第41項を第26項とし、第42項から第46項までを15項ずつ繰り上げ、第47項を削り、第48項を第32項とし、第49項から第59項までを16項ずつ繰り上げる。

別表第2個別権限事項表指導室指導係の表中第32項及び第33項を削り、第34項を第32項とし、第35項から第63項までを2項ずつ繰り上げる。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

参考

府中市教育委員会事務局職務

新

別表第2（第18条）

個別権限事項表

教育総務課総務係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～41 省 略					
	(削 除)				
42～62 省 略					

学務保健課学務係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～13 省 略					
	(削 除)				
	(削 除)				
	(削 除)				
	(削 除)				
	(削 除)				
	(削 除)				

権限規程新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

別表第2（第18条）

個別権限事項表

教育総務課総務係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～41 省 略					
42 市立幼稚園長会を招集し、運営 すること。		○			
43～63 省 略					

学務保健課学務係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～13 省 略					
14 市立幼稚園の園児募集計画を立 案すること。		○			
15 市立幼稚園の入園を決定するこ と。		○			
16 市立幼稚園の退園を決定するこ と。			○		
17 市立幼稚園保育料に関するこ と。			○		
18 市立幼稚園の適正配置について 調査し、資料を整備すること。			○		
19 市立幼稚園の事務執行について 指導すること。			○		

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
20 市立幼稚園施設に関する要望について調査すること。			○		
21 市立幼稚園施設の改修工事の計画を策定すること。	○				
22 市立幼稚園施設台帳を作成し、管理すること。			○		
23 市立幼稚園施設の目的外使用を許可すること。			○		
24 市立幼稚園施設の維持管理をすること。			○		
25 市立幼稚園施設の保全計画を立案すること。		○			
26 市立幼稚園施設に係る土地及び家屋等公有財産の取得及び処分に関する協議をすること。		○			
27 幼稚園配当予算の執行基準を作成すること。	○				
28 幼稚園の物品の年間購入計画を策定すること。		○			
29 幼稚園の電気水道電話等の使用について管理すること。			○		
30～40 省 略					
(追 加)					
41～46 省 略					

新

(削 除)

32～43 省 略

指導室指導係

権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	

1～31 省 略

(削 除)

(削 除)

32～61 省 略

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

47 保健用布団乾燥を実施すること。 と。			○		
48～59 省 略					
指導室指導係					
権限事項	決定責任者				合議先
	教育長	部長	課長	係長	
1～31 省 略					
32 幼稚園児の発達の特徴を生かした指導についての基本方針を策定すること		○			
33 幼稚園児の発達の特徴を生かした指導を助長すること			○		
34～63 省 略					